

名古屋北部民商ニュース

発行：2024年7月8(月) No. 577

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

困難な相談も励まし合って解決の道を！

社会保険料滞納の相談相次ぐ

社会保険料滞納による、差押件数は、23年度上半期で26300社に上ったと新聞でも報じられています。6月には、北部民商にも2件の相談が寄せられ、何度も年金事務所に交渉に出向きました。

Aさん(株式会社)(給排水設備工事)で、5年前に全商連のHP見て来所。「明日にも売掛金が差押に」と、青い顔で午後4時頃に来所。すぐに、年金事務所の担当に、連絡し、翌日、事務局と一緒に交渉して、差し押さえは回避できました。その後は、財務諸表や売上見込みなども作成し、毎月交渉を重ね、滞納分も少しずつ、減ってきていました。その後、コロナ特例で、滞納の督促がやや緩やかになったのですが、売上もコロナ開けから、減少し、支払い困難に。Aさんは、守山東役員会に参加した際、「実は年金事務所から、また差し押さえが」と告白。それは大変、と28日に大曽根の年金事務所に出向きましたが、その際に、5月以降の2通の差押調書謄本が届いていたことが判明。全商連の文書や、国税徴収法の条文なども使って、差し押さへの解除を求めても、解除とはならず。その後、6月12日と27日の2回、支部の柳澤前会長と三島支部長とともに、この3年の残高試算表や、負債の増減など、資料も分析しながら、相談会を開きました。借入や税金滞納もあり「法人をたたむことも選択肢にしたら」との意見も出されましたが、「昨年に比べ、売上は増えるので、頑張りたい」と本人が発言し、応援しようと話し合いました。28日に、再度、年金事務所に出向き、収支予測や今後の売上見込みも示し、差し押さへの解除を求めたものの、差押調書謄本を理由に断られてしまいました。しかし、7～8月は、当月プラス10万ほどの分納計画がまとまりました。



2人目は、建設業のSさん(株式会社)。HPを見て、問い合わせ。6月入金予定の2本を「差押えられそうです」と緊急性があったため、夜に来所してもらい入会。翌日、年金事務所へ。差し押さえは、回避できたものの、年金事務所の徴収課長から、当月分と同額程度の滞納分(約80万)を、①借入金のリスク、②社長報酬の削減、③毎月の交際費の削減等の実行で捻出するようにと厳しい指導。決算書や元帳を見ても、とても、80万の返済を上積みすることは困難な状況。現状の収支と資力で、返済できる額を説明し、時間はかかりましたが、7～8月は返済可能な額で落ち着き、9月以降は、売上の計画も提示し、また、相談することになりました。

消費税の申告書未提出の会員に「お尋ね」が

国税局業務センターから「所得税等の確定申告書及び事業内容についてのお尋ね」文書がきた、と会員から連絡が。ご本人は、インボイス登録をした記憶はありましたが、消費税の申告書は出していませんでした。登録は11月にしたので、2か月分の売上の消費税申告書(2割特例)を作り、税務署へ。インボイス登録により、免税から課税事業者になった人のなかには、消費税の申告をしていない人が相当数いるようです。しかし、インボイス登録はしたが、消費税の申告が必要だと知らない、やり方が分からない人も多いでしょう。ところが、このお尋ねの文書には「適格請求書発行事業者が、消費税申告書の提出がなく、1年以上連絡が取れない場合は、その登録が取り消される場合があります」と書かれています。インボイス制度導入にあたり、消費税法の改正が行われ、「税務署長は、適格請求書発行事業者について、「次の事実がある場合には当該適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができる」とされています。そのなかには「1年以上所在不明であること」との一文もありますが、もっと納税者に親切な分かりやすい行政にしてほしいものです。

名古屋北法律事務所 出張相談

6月26日の相談会には、3人の方が「売上代金未回収」「マンションの管理組合の抱えているトラブル」などの相談に訪れ、伊藤勤也弁護士のアドバイスを受け、今後の方向を考えたり、問題点を整理したりできたようです。

<7月の出張相談> 7月24日(水) 14時～16時
相談を希望される方は、民商まで連絡してください。(1人30分、4枠まで)